

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返却します。

- ・ 在籍期間が 1 ヶ月未満の場合 50%
- ・ 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満の場合 30%
- ・ 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合 20%

ただし求人者に起因する退職あるいは採用取り消し、求人者の都合による解雇等の場合には適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 01-ユ-300311

事業所の名称及び所在地

札幌市中央区南 1 条西 6 丁目 11 番地 札幌北辰ビル 3 階

エス・テー・ビー興発株式会社